

(平成26年4月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

私の年金記録を確認したところ、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みと記録されている。

申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号台帳管理簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和45年6月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行い、43年11月まで遡って被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人は、夫の厚生年金保険及び船員保険の被保険者資格の得喪に対応した国民年金被保険者種別変更の届出を適切に行っており、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、特殊台帳により、申立人は、未納であった昭和43年11月から45年2月までの国民年金保険料を、第3回特例納付実施期間中であった53年10月から54年7月にかけて特例納付していることが確認でき、申立人は、当該特例納付により保険料の未納期間の解消に努めていたものと認められる。

さらに、申立人は、「婚姻後、役所から、国民年金の加入期間に保険料の未納期間があり、その期間の保険料を納付できると通知され、未納とされていた保険料を全て納付したものだと思っていた。」と主張しており、申立人が特例納付対象期間である申立期間の1か月のみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月31日から7年8月15日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年8月15日であると認められることから、当該期間の同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から8年12月31日まで

私は、申立期間も引き続きA社に勤務していたが、年金記録では、平成5年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっている。

勤務していたことを証明する書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成5年12月31日から7年8月15日までの期間について、オンライン記録によると、A社は、5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること（以下「全喪」という。）が確認できるところ、その原因は、社会保険事務所（当時）が職権により適用事業所に該当しなくなったものとする「認喪（認定全喪）」と記録されており、同日以降の7年8月15日付けで、申立人を含む5人（同社の被保険者全員）について、6年10月の定時決定を取り消した上で、当該5人のうち4人については5年12月31日に、残る一人については同年10月11日に遡及して厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人の勤務内容に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間を含む申立期間においてA社に勤務していたことがうかがわれる上、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、当該期間において法人事業所であったことが確認できる。

また、前述のとおり、申立人を含む当時のA社の厚生年金保険の被保険者5人は、平成5年12月31日又は同年10月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされているにもかかわらず、オンライン記録によると、5人の健康保険証は、当該資格喪失処理日である7年8月15日に回収されていることが確認できる。

さらに、A社の所在地を管轄する社会保険事務所は、平成7年8月15日に同社の厚生年金保険被保険者に係る遡及した資格喪失処理を行いながら、当該処理日から4か月後に行われた同社からの新たな適用事業所の届出を受理していることが確認できる。

このことを踏まえると、当該期間において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められ、同社に係る上記の認定全喪処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成5年12月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該喪失処理日である7年8月15日とすることが必要である。

また、平成5年12月から7年7月までの標準報酬月額については、申立人のA社における取り消し前のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成7年8月15日から8年12月31日までの期間について、上述のとおり、申立人が当該期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の事業主は、生存及び所在が不明であり、社会保険事務担当役員を含む当時の役員二人に照会したが、回答は得られなかった上、オンライン記録により、当該期間当時、A社に係る厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できる3人の同僚（上記の同僚を含む。）に照会し、二人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の当該期間における厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、B市から提供された申立人に係る国民健康保険被保険者記録及び保険料納付記録により、申立人は、当該期間のうち、平成7年11月14日以降の期間において、同市の国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。
申立期間は、C社（現在は、B社）D工場から同社の運輸部門が独立したA社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和37年6月1日にC社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所となっていないものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、同僚の雇用保険被保険者記録によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、上記のとおり申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。
申立期間は、C社（現在は、B社）D工場から同社の運輸部門が独立したA社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和37年6月1日にC社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所となっていないものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、同僚の雇用保険被保険者記録によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、上記のとおり申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月
年金記録によると、A社から支給された平成 17 年 12 月の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「従業員に対する賞与の支給については、雇用契約締結時に決めている。賞与が支給されるのは全従業員の1割程度である。」と回答しているところ、同社から提出された申立人に係る雇入通知書兼就業条件明示書（写し）によると、月額給与に係る支給額、締め日及び支払日等の条件が明示されている一方で、賞与の支給に係る条件は記載されていないことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る平成 17 年の賃金台帳（写し）によると、申立人に対し、賞与は支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から同年6月1日まで
昭和32年1月にA社に入社して、35年3月29日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に入社した経緯に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）によると、申立人は、昭和32年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録と一致している。

また、当該事業所は、「今回提出した資格取得届以外に申立期間当時の資料は保存されていないので、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について分からない。」と回答している。

さらに、申立人が一緒に入社したとして名前を挙げた同僚は、既に死亡していることから供述を得ることはできない上、上述の資格取得届及びオンライン記録によると、当該同僚は、申立人が記憶する入社時期から約4か月後の昭和32年5月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間に当該事業所にお

いて厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、回答が得られた3人のうち2人は、自身の記憶する入社時期から約3か月後又は約6か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、両人は、「当時、A社で、試用期間が有り、試用期間中は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

これらのことを踏まえると、当該事業所は、申立期間当時、従業員について、採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。